

中小企業の再生を支援します

銀行への
支払い…

先行きの
不安…

事業計画…

雇用の確保…

～早めの相談、早めの再生～

公益財団法人21あおり産業総合支援センター
青森県中小企業再生支援協議会
青森県産業復興相談センター

青森県中小企業再生支援協議会とは

- ◆公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センターを設置主体とし、産業競争力強化法に基づき、国から委託を受けて行う公的機関です。金融機関とご相談者様とは、公平中立な立場となります。
- ◆厳しい経済情勢の中、経営環境が悪化しつつある青森県内の中小企業者や、東日本大震災により被災した事業者に対し、きめ細かく事業再生への取り組みを支援します。
- ◆企業再生に関して専門的な知識を有する、常駐専門家をご相談に対応いたします。
- ◆説明会・相談会の開催や出張相談も行っていますのでお気軽にお問合せください。

対象企業とは

- ◆青森県内の中小企業者
 - ◆自ら企業再生に意欲のある中小企業者
 - 事業は円滑に行われているが借入金負担等で、全体の資金収支が厳しくなっている
 - 事業存続の見直しはあるものの、事業見直しや複数の金融機関との調整が必要
 - 金融機関から事業再生計画を策定するよう求められている
 - 過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念がある。
- ※ただし、ご希望に沿えない場合もあります。

支援対象者の相談内容の一例

- ◆現在事業は続けているが、借入金返済負担が大きく、資金収支が厳しい。
 - ◆東日本大震災以降金融機関の返済緩和を受けているが、思うように事業が回復せず、事業再生については、事業の見直しや複数の金融機関との調整が必要。
 - ◆金融機関から事業再生計画を策定するよう求められているが、自力では難しい。
- ※その他さまざまなケースのご相談に応じます。また、ご希望に沿えない場合もあります。

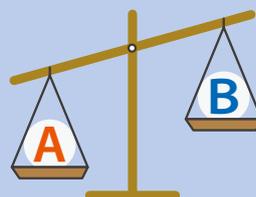
ご相談に当たっては

- ◆ご相談に当たっては事前予約が必要です。
- ◆秘密厳守（相談内容等の秘密は厳守いたします。）
- ◆相談無料（ただし、再生計画策定支援について、専門家による詳細な調査が必要となる場合には、費用を相談企業に負担していただくことがあります。）
- ◆再生・復興に取り組む中小企業からのご相談に対してアドバイス等を行う機関なので、**直接融資を行うことはありません。**

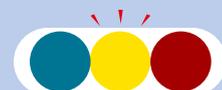
まずは企業の現状を把握しましょう

A 毎月の借入元金返済額 × 12 ヶ月
=

B 当期純利益 + 減価償却費
=



A が **B** より多いなら
黄色信号が点滅中



早めにご相談ください！

ご相談の流れ

どちらの手法を選択するかは協議会の判断によります

パターン1

事前相談申込

必要な書類
・会社概要がわかる資料
・財務状況がわかる資料
(直近三期分の決算書など)

STEP
1

窓口相談 (第1次対応)

助言、アドバイス等で終了する
場合もあります。

再生計画を作成する
必要があると判断

STEP
2

再生計画策定支援 (第2次対応)

- ・外部専門家等による事業 DD、
財務 DD の実施、再生計画(案)
の策定支援
- ・債権者間金融機関調整

STEP
3

※DDとは、デューデリジェンスの略で、
事業再生に必要な調査分析のこと。

パターン2

中小企業者と金融機関 (メイン行) 等が連携

再生計画(原案)を作成する

金融機関

再生計画(原案)を協議会へ
持ち込み

協議会

- ・再生計画(原案)の調査・確認
- ・債権者間調整

再生計画の合意 (再生計画スタート)

再生計画スタート後

当協議会は、再生計画スタート後の再生計画の進捗状況のフォローにも協力させていただきます。

再生事例

金融機関のリスケジュール（返済条件緩和等）

食品製造業

売上高：2億円
従業員：28人

- 商品、製品別の原価管理の不徹底等により経営状況が悪化。
- 収支状況低迷により資金繰りが逼迫。

相談・支援要請

青森県中小企業再生支援協議会

計画策定支援

再生計画

- 既存債務に係るリスケジュール
- 不採算取引先の見直し等販売管理の徹底
- 原価管理の徹底による経費の削減

- 資金繰りの安定

効果

- 雇用確保
- 地域経済への影響回避

中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」※の活用

機械器具小売業

売上高：6億円
従業員：26人

- 消費者の買い控え、高額商品の需要低迷により売上減少。
- 過剰債務負担から資金繰りが困窮。

相談・支援要請

青森県中小企業再生支援協議会

計画策定支援

再生計画

- 「資本的借入金」の活用により償還期限の一括弁済
- 商品知識・販売手法等への経営資源を集中
- 経営管理体制の整備

- 資金繰りの安定
- 短期間での実質債務超過解消
- 金利負担を軽減

効果

- 雇用確保
- 地域の取引業者などへの影響回避

※中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」とは、償還条件が長期であり、条件変更後、赤字の場合には利子負担がほとんど生じない等の事務コスト相当の金利設定がされた、資本に準じた劣後ローンです。なお、「協議会版資本借入金」は、金融機関の自己査定において、当該企業の自己資本とみなすことができるとされ、実質債務超過の解消期間が短くなり、早期の経営改善につながります。

「第二会社方式」※による再生計画

機器製造販売業

売上高：12億円
従業員：77人

- 過剰在庫を抱え、取引先の倒産により不良債権が発生。
- 過剰債務を抱え債務超過。

相談・支援要請

青森県中小企業再生支援協議会

計画策定支援

再生計画

- 会社分割により収益性のある事業を切り離し不採算事業のみ旧会社に残し清算
- 経営者及び株主責任の明確化

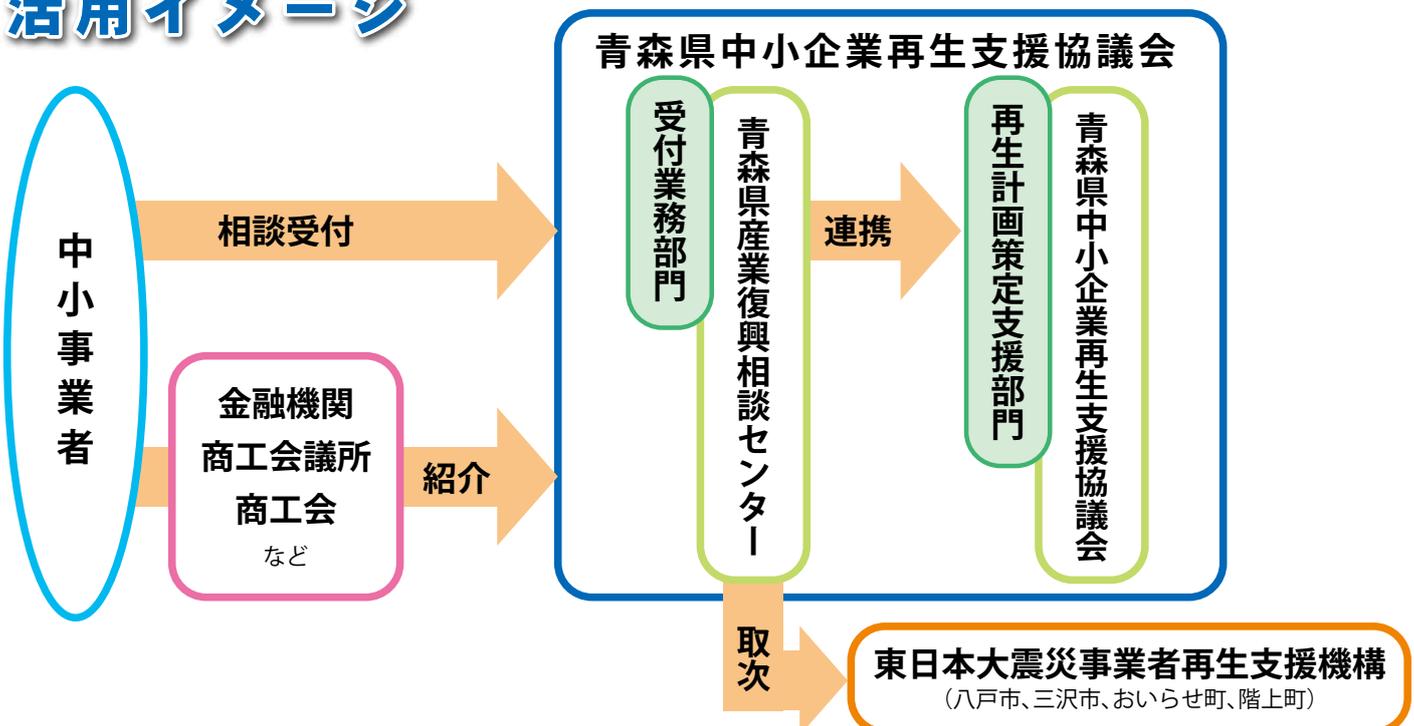
- 旧会社は特別清算し、金融機関からの実質的な債務免除

効果

- 雇用確保
- 地域経済への影響回避

※「第二会社方式」とは、旧会社の事業のうち収益性のある事業の全部または一部を会社分割あるいは事業譲渡により新会社に承継したあと、旧会社に有利子負債を残しつつ、旧会社を特別清算または破産手続きによって清算する再生手法です。

青森県中小企業再生支援協議会 活用イメージ



もっと知りたい!

青森県産業復興相談センター

—皆さんの知りたいことにお答えします—

Q1 相談センターでは、どのような支援を受けられるのですか？

- A1** 早期事業再生に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います（原則として無料です）。
主な内容は次の通りです。
- ①信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内
 - ②外部専門家や関係支援機関のご紹介
 - ③事業計画の策定支援
 - ④青森県中小企業再生支援協議会との連携による事業再生支援
 - ⑤(株)東日本大震災事業者再生支援機構への取り次ぎ

Q2 東日本大震災により被害を受けた事業者が支援の対象になるのですか？

- A2** 震災により直接・間接的な被災をした事業者だけでなく、青森県に事業所がある全ての事業者のご相談を受付します。被災事業者については当相談センターが支援します。被災されていない事業者は青森県中小企業再生支援協議会に取り次ぐ等の支援を行います。

Q3 相談センターでは各種制度紹介だけでなく、再生計画や事業計画の策定支援も行うのですか？

- A3** 原則「再生計画」の策定支援を行うのは再生計画策定支援が適当と判断された場合に限りですが、事業者が金融機関の支援の前提となる「事業計画」を作成することが困難と見受けられる場合については、必要に応じて外部専門家も活用し、事業計画作成を積極的に支援します。

Q4 相談センターに相談した場合、どのような過程を経て、金融機関に連絡がなされるのでしょうか？

- A4** 相談センターでは、相談受付後、事業者の状況を出来る限り把握し、再生可能性を確認した上で、課題の解決に向けた助言を行います。更なる支援が適当と判断した場合は、事業者の承諾を得た上でメイン金融機関を含む債権者に連絡し相談することとなります。

Q5 相談内容が外部に知られることはありませんか？

- A5** ご対応させていただく専門家は守秘義務を負っており、皆さまのプライバシーはもちろん、企業の機密情報やノウハウなどのような情報についても、秘密が守られますので安心してご相談ください。

青森県中小企業再生支援協議会 青森県産業復興相談センター

相談申込書

ご相談希望の方は、まずFAXを！ 秘密厳守・相談無料です。お気軽にご相談ください。

恐れ入りますが、下記太線枠内を記入してFAXでお送りください。

着後、相談日についてご連絡いたします。

裏面のホームページアドレスから申込書をダウンロードできます。

受付日 年 月 日

面談日 年 月 日

企業名			設立年月	昭和 平成 令和	年	月	日
代表者名			年齢				歳
所在地							
TEL			FAX				
業種・ 事業内容						
資本金	万円		従業員数	人			
相談理由 及び現状 (現在の経営 状況に至った 経緯など)						
どのような 支援を希望 しますか？						
申込者名			会社との関係(役職名)				
今後の 連絡方法	担当者： 注意事項(あれば)：		TEL：		会社・自宅・携帯		

※ご記入いただいた情報は、当協議会の再生支援の活動にのみ利用します。なお、当協議会で再生支援の活動に関与している専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)に開示することがあります。

[お申し込み先] 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター

青森県中小企業再生支援協議会
青森県産業復興相談センター

FAX. 017-773-5236

お申し込み先 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター

青森県中小企業再生支援協議会 青森県産業復興相談センター

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階

<http://www.21aomori.or.jp/jigyou/>

TEL：017-723-1021 (青森県中小企業再生支援協議会)

TEL：017-752-9225 (青森県産業復興相談センター)

FAX：017-773-5236



2020年5月



環境に配慮した
植物油インキで印刷しています